



木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能 エネルギー導入計画策定事業（経済産業省連携事業）

補助

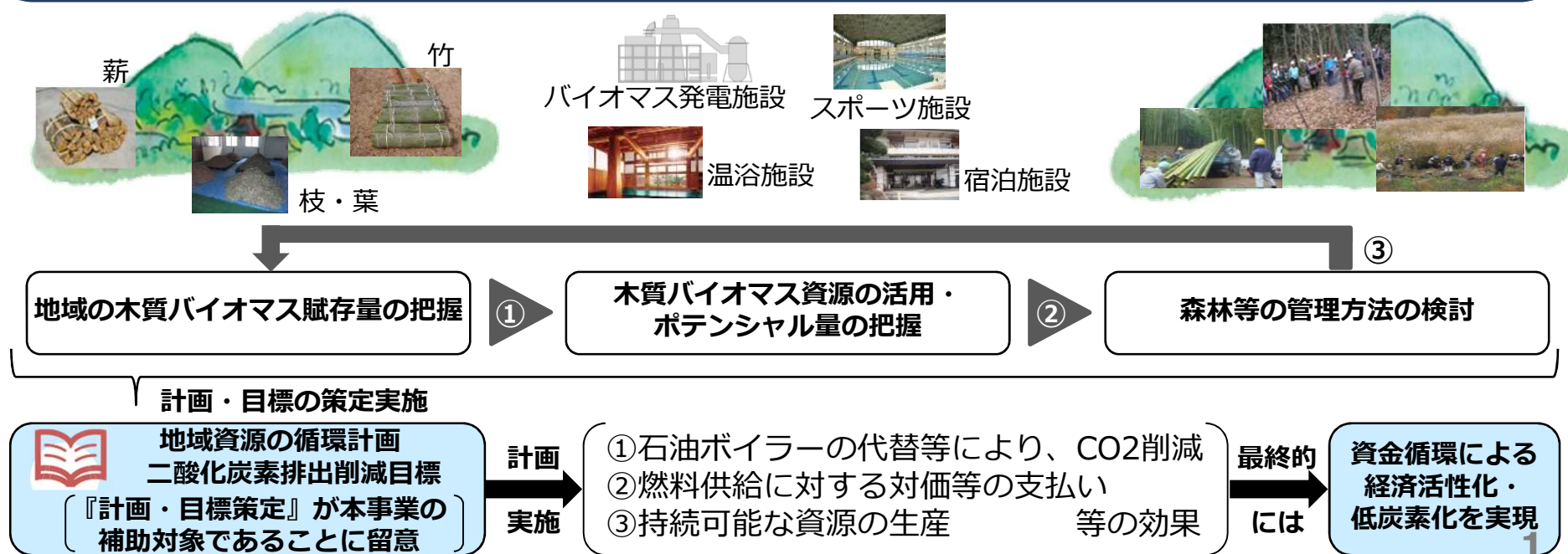
施策番号：46

平成30年度予算案 5億円（平成29年度予算額 5億円）

バイオマス資源の活用によって
地域経済の活性化を目指す

実施期間：平成28年度～平成30年度
担当課：自然環境局自然環境計画課
(03-5521-8343)

1. 補助を受ける主体： 都道府県、市区町村等
2. 必要な要件： 森林等に賦存する木質バイオマス資源を持続的に活用することを目標とした計画策定等
3. 使い道： 事業を行うために必要な業務費（賃金、共済費、委託料等）
4. 補助金額・率： （都道府県）上限2,000万円、（市町村）上限1,500万円



補助金の使い道と補助度合い

※平成29年度の情報

○対象者：都道府県及び政令指定都市、政令指定都市以外の市町村及び特別区

○補助要件：以下①～④の全てを満足すること

- ① 「温対法」第20条第2項に基づく実行計画等、環境に係る計画に位置付けられた若しくは位置付けようとしている事業であること
- ② 森林等に賦存する木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー使用設備導入等に向けた調査の実施及び計画の策定を行う事業であること
- ③ 本事業実施年度の翌年度から3年以内に設備導入等を行い、二酸化炭素排出量の削減が確実に見込まれること
- ④ 都道府県及び市町村において、木質バイオマス資源の活用予定の地域が重複することが無いように調整が済んでいること

○補助内容：事業を行うために必要な業務費（※）並びにその他必要な経費

※賃金、共済費、諸謝金、旅費、印刷、製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費

○補助金：（都道府県及び政令指定都市）上限2,000万円

（政令指定都市以外の市町村及び特別区）上限1,500万円

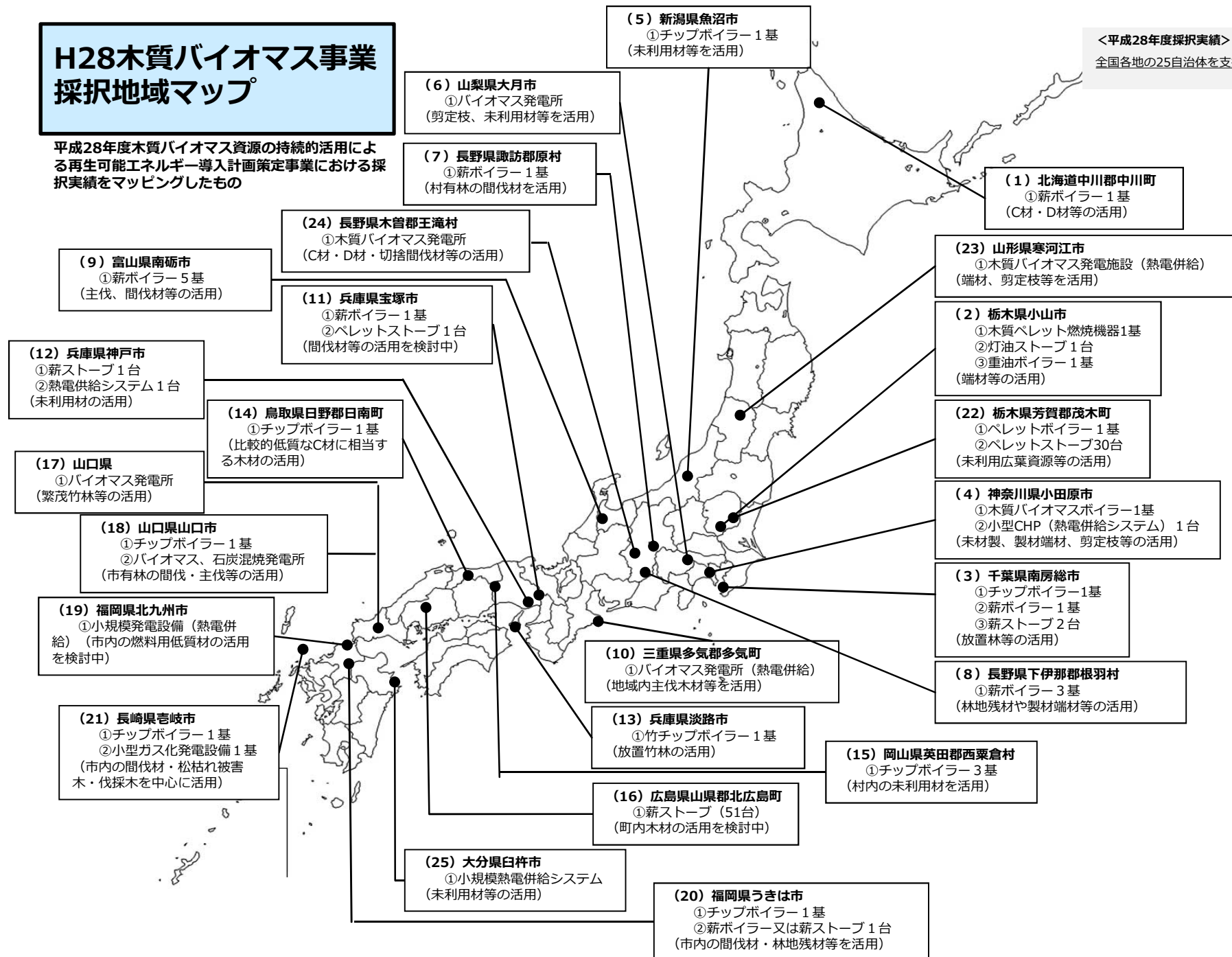
○その他留意点：

- ・ 本事業実施年度の翌年度から3年以内に設備の導入等を行わない場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返還させる場合がある。
- ・ 補助事業完了後3年間、環境大臣への事業報告書の提出が必要。

H28木質バイオマス事業 採択地域マップ

平成28年度木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業における採択実績をマッピングしたもの

<平成28年度採択実績>
全国各地の25自治体を支援



平成28年度採択事例

富山県 南砺市（薪ボイラー導入の検討）

- 補助金交付額：15百万円
- 森と暮らしを結び、間伐材など森の資源を活かし、地域で循環する仕組みを構築
- 木質バイオマスボイラーの導入のほか、薪ストーブや薪風呂など薪のある暮らしを展開
- 薪の切り出しや搬出、暮らしの知恵講座などのアクティビティ展開し、薪の市場を構築

